

## 子育て応援定期貯金規定

### 1. 預入資格

定期貯金の名義は、18歳以下の子供を養育しているお客様からの新規資金（初回預入時のみ）に限りお預け入れできます。

### 2. 取扱店舗

本定期貯金の預け入れおよび支払いは、当組合の信用事業取扱い店舗のみのお取扱いとします。

### 3. お預け入れ限度額

10万円以上300万円以内。ただし、1世帯300万円を上限とします。

### 4. 貯金者名義

定期貯金の名義は、18歳以下の子供を養育しているお客様の名義に限ります。

### 5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

### 6. 適用利率

(1) 店頭に表示している基準利率に【 $0.1\% \times 18$ 歳以下のお子様の人数】を上乗せした利率を約定利率とします。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、貯金規定に基づき、お預け入れ期間に応じた「スーパー定期（単利型）」の期限前解約利息（中途解約利率）により計算した利息とともに払い戻します。

### 7. 取扱期間

お預入日より1年後の応答日を満期日とします（自動継続も可能）。

自動継続の場合、満期日当日のスーパー定期貯金（単利型）店頭表示利率にて同期間（1年）による取り扱いとします。

### 8. その他

契約の際、18歳以下の子供を養育していることが分かる、本人確認書類が必要となります。また、本規定に定めのない事項については、スーパー定期貯金規定（単利型）により取扱います。

以上

2025年4月1日